

令和六年度 中学生の「税についての作文」

柏税務署長賞

教科書から学ぶ税

野田市立第二中学校 第三学年 小沼 文乃

朝、二階から慌てて階段を駆け降りた。勢いあまってバランスを崩し通学鞆の中に入っていた荷物や教科書をリビングの床に散乱させてしまった。その様子を見た母に、

「相変わらず重そうなのは分かるけど、教科書はもつと丁寧に使いなさいよ。」

と注意された。私は、

「仕方ないでしょ。今日は五教科も入っているから特に重いのだ。」

と答えた。母に念を押されなくても教科書は大事に使っているつもりだ。新学期になると配布される教科書。ページごとに綺麗にカラー印刷されている。それに毎回自分の名前を記名する。その度に「この教科書は、これからの日本を担う皆さんへの期待をこめ、税金によって無償で支給されています。大切に使いましょう。」というメッセージが記載されているのを目にするからだ。

文部科学省のホームページには令和六年度政府予算は、義務教育教科書購入費等として、約四百七十一億円が計上されているとあった。これだけの税金が使われている教科書を雑には扱えない。学校の建物や設備、授業で使う備品なども税金によって賄われている。夏休み前、税についての資料が授業で配布された。そこには千葉県の出産のうちの一番目に多いのが教育費となっていた。児童・生徒一人当たりに使われている税金は、小学校では九十二万一千円、中学校では百六万七千円、高校では百二十二万九千円。計十二年間で一人当たり約一千二百十一万の税金が使われていることが分かった。私たちがこの環境で勉強を続けられるのは、たかさんの税金が使われているからだど知り、驚いた。

そして、資料からは税金の種類がたかさんあることも分かった。この機会にどんな税金を知っているのか、納税しているのかを家族で話し合ってみた。私は、身近な消費税だけだったが家族でたかさんの税金の名前が出た。中でも、たばこやお酒に税金がかかっていることを初めて知った。この作文を書くことがきっかけで国税庁のホームページを調べてみると日本には、およそ五十種類の税金があることを学んだ。

小学生の社会の授業で、国民の三大義務として納税の義務があると勉強した。日本国憲法の第三十条には「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」と定められており、ついつい納めることばかりに意識が向きがちだ。私たちが納税した税金がどのように、どれだけ、使われているのかを知ること大切だと思った。税の作文を通して、当たり前過ぎて普段の生活を改めて見直し、税金に対して感謝する良い機会になった。これからも、税について身近なところから少しずつ理解を深めていきたい。